

令和6年度第3回鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議

日時:令和7年3月6日(木)

午後6時～

場所:鮫川村公民館2階視聴覚室

次 第

進行:村づくり推進室長

1. 開 会

2. あいさつ 鮫川村長 宗田 雅之

3. 議事

- ・ 議案第1号
第2期鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和6年度評価・検証・見直しシートについて
意見書提出期日 令和7年3月14日
- ・ 議案第2号
第3期鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略評価・検証・見直しシート(案)について
- ・ 議案第3号
地域再生計画について
 - ① 鮫川村まち・ひと・しごと創生推進計画(企業版ふるさと納税用)
 - ② 「道」から未来を切り拓く里山イノベーション計画
 - ③ 里山が心を紡ぐ、人と人を睦むプロモートプロジェクト

4. その他 次回開催日 令和7年3月24日(月)午後6時～

5. 閉 会

鮫川村ひと・まち・しごと創生有識者会議委員

(任期: 令和7年5月15日)

	所属団体等	氏 名	備 考
1	東京農業大学 教授	入江 彰昭	
2	JA東西しらかわ 東部営農センター長	薄葉 正勝	会長
3	鮫川運送(株) 代表取締役社長	芳賀 篤徳	
4	手まめ館 館長	佐藤 文雄	
5	鮫川村商工会青年部 部長	窪木 浩一	
6	鮫川村商工会女性部 部長	我妻 久美子	
7	区長会 会長	石井 哲	
8	語り部の会 会長 筋力づくりサポーター	蛭田 ノリ子	
9	地域包括支援センター ケアマネージャー	藤元 良子	
10	主任児童委員	松崎 幸子	
11	教育委員会教育長職務代理者	阿久津 光市	
12	村連合PTA協議会 会長	関根 巨樹	
13	村連合PTA協議会 副会長	澤村 龍太	
14	学校法人石川高等学校 教頭	矢吹 靖弘	副会長
15	こどもセンター 保護者会 会長	赤坂 淳	

有識者会議出席職員

所 属	職 名	氏 名
	村 長	宗田 雅之
	副村長	鈴木 大介
事 務 局		
村づくり推進室	室 長	船木 博枝
	村づくり推進係長	矢吹 直美
	主任主事	佐藤 雄大
	主事	薄葉 楓花

鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、鮫川村まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）が策定した人口ビジョン・総合戦略案に対して、意見及び提案並びに施策の効果検証を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

(1) 一般住民、商工関係、金融関係、労働関係、学識経験者等の中から村長が委嘱する

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位や職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、次条第1項の規定により、書面表決等があった場合は、この限りではない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第7条 止むを得ない事情により、委員が会議に出席できない場合において、書面表決又はオンラインによる参加、意見書の提出等があった場合は、会議に出席したものとみなす。

2 前項の場合、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年鮫川村条例第 8 号）に規定する報酬を委員に支給することができる。

（庶務）

第 8 条 有識者会議の庶務は、村づくり推進室村づくり推進係において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年 2月28日

第2期鮫川村総合戦略の評価検証に対する意見書

有識者会議 委員名	蛭田 ノリ子
意見内容	民話の会について これまで会員のみ勉強会があったが、今後、後世に残すためにも、小中学生や若い人と一緒に勉強する機会があればと思う。 教育課からの回答 現在は、小学4年生及び児童クラブ利用児童においては、民話に触れる機会があります。 一般の方を対象とする公民館講座としての開催は可能であると考えますが、小中学生や若い人と一緒に会する開催時間については、今後検討が必要と考えます。

有識者会議 委員名	蛭田 ノリ子
意見内容	筋力づくり教室について 筋力づくり教室は、筋肉づくりと勘違いしている人も多いと思う。 議員から質問があるように、誰でも気軽に参加できるようなネーミングに変えたらどうかとあった。 1人でも参加者が多くなるように、検討してみたらどうかと思う。 住民福祉課からの回答 →筋力づくり教室の名称については、運動サポーターさんの一部からも、新たな名称についての話が出ております。発足当初からの名称ということで愛着等もあるかと思いますが、委員ご指摘の「誰でも気軽に参加できる」という点を鑑みれば新たな名称については、これからの教室のことを考えても価値があることであり検討していきます。